

佐賀県環境審議会水質部会  
参考資料1

佐賀県環境審議会条例

平成6年7月11日  
佐賀県条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する合議制の機関として、及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

- 第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命する。
    - 学識経験のある者
    - 国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員
    - 前号の行政機関以外の関係行政機関の職員
  - 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 委員は、再任されることができる。
  - 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
  - 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

- 第4条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
  - 専門委員は、調査した事項に関し、審議会又は部会に出席して意見を述べることができる。
  - 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合において、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会に属すべき委員には、第2条第2項第2号に掲げる者につき任命された委員を含まなければならない。
  - 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
  - 部会長は、部会の事務を掌理する。
  - 第2条第7項及び第3条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
  - 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
  - 部会は、軽易な議案で会長が特に部会を招集する必要がないと認めるときは、回議をもつて行うことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、佐賀県県民環境部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

平成 28 年 10 月 7 日  
佐賀県環境審議会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、佐賀県環境審議会条例(平成 6 年佐賀県条例第 24 号)第 5 条に基づき佐賀県環境審議会(以下「審議会」という。)に部会を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 水質部会
- (2) 鳥獣部会
- (3) 温泉部会
- (4) 大気・騒音振動部会

(調査審議)

第 3 条 部会で調査審議する事項は、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 水質部会 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 21 条第 1 項の事務に係る事項その他水質保全に関する重要事項
- (2) 鳥獣部会 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の規定によりその権限に属させられた事項その他鳥獣の保護及び狩猟に関する重要事項
- (3) 温泉部会 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)の規定によりその権限に属させられた事項その他温泉に関する重要事項
- (4) 大気・騒音振動部会 大気汚染防止法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号)、悪臭防止法(昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 条)の騒音に係る規定によりその権限に属せられた事項その他大気、騒音及び振動に関する重要事項

(部会の決議)

第 4 条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、部会の設置に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 6 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。